

東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業

落札者決定基準

令和2年12月

令和3年4月改訂

東久留米市

目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
(1) 事業者選定方式	1
(2) 事業者の選定方法と選定の体制	1
(3) 審査の手順	3
3. 入札参加資格審査	4
(1) 共通	4
(2) 設計業務を行う者	5
(3) 建設業務を行う者	5
(4) 工事監理業務を行う者	6
(5) 維持管理業務を行う者	6
(6) 運営業務を行う者	6
4. 入札書類審査	7
(1) 入札書類の確認	7
(2) 基礎項目審査	7
(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）	7
(4) 価格評価点の算定	8
(5) 優秀提案の算定	8
5. 落札者の決定	8

添付資料

別紙1 基礎項目審査の評価基準

別紙2 加点項目審査の評価基準

1. 本書の位置づけ

東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、DBO方式により東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札参加希望者に配布する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加グループを選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加グループの行う提案等に具体的な指針を示すものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定は、サービスの対価の額に加え、入札説明書等に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ施設整備・維持管理・運営に関する要求水準を満足することを前提として、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく「総合評価落札方式」により行うものとする。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、入札参加資格審査及び入札書類審査により行う。

入札参加資格審査においては、入札参加者の参加資格について東久留米市（以下「本市」という。）が審査を行う。なお、入札参加資格審査の結果は、入札書類審査の対象となる入札参加者の資格要件のみを審査し、入札書類審査における評価には反映させないこととする。

入札書類審査においては、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に基づき、基礎審査項目の充足の有無の審査を本市が行い、本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査は、「別紙2 加点項目審査の評価基準」に基づき、本市が設置した学識経験者等で構成する東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が入札参加グループから提出された入札書類（提案書）の加点項目審査を行い、優秀提案を選定し、本市に審査結果を報告する。

本市は、審査委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

審査委員会の委員は、以下のとおりである。

【審査委員会 委員】

(敬称略)

	氏名	所属等
委員長	西村 幸高	東久留米市副市長
副委員長	長澤 孝仁	東久留米市企画経営室長
委員	佐々木 弘治	東久留米市総務部長
委員	小原 延之	東久留米市都市建設部長
委員	安登 利幸	亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授
委員	江守 央	日本大学 理工学部交通システム工学科 准教授

※実施方針（案）公表日以降に、本事業に関わって、審査委員会の委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

(3) 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

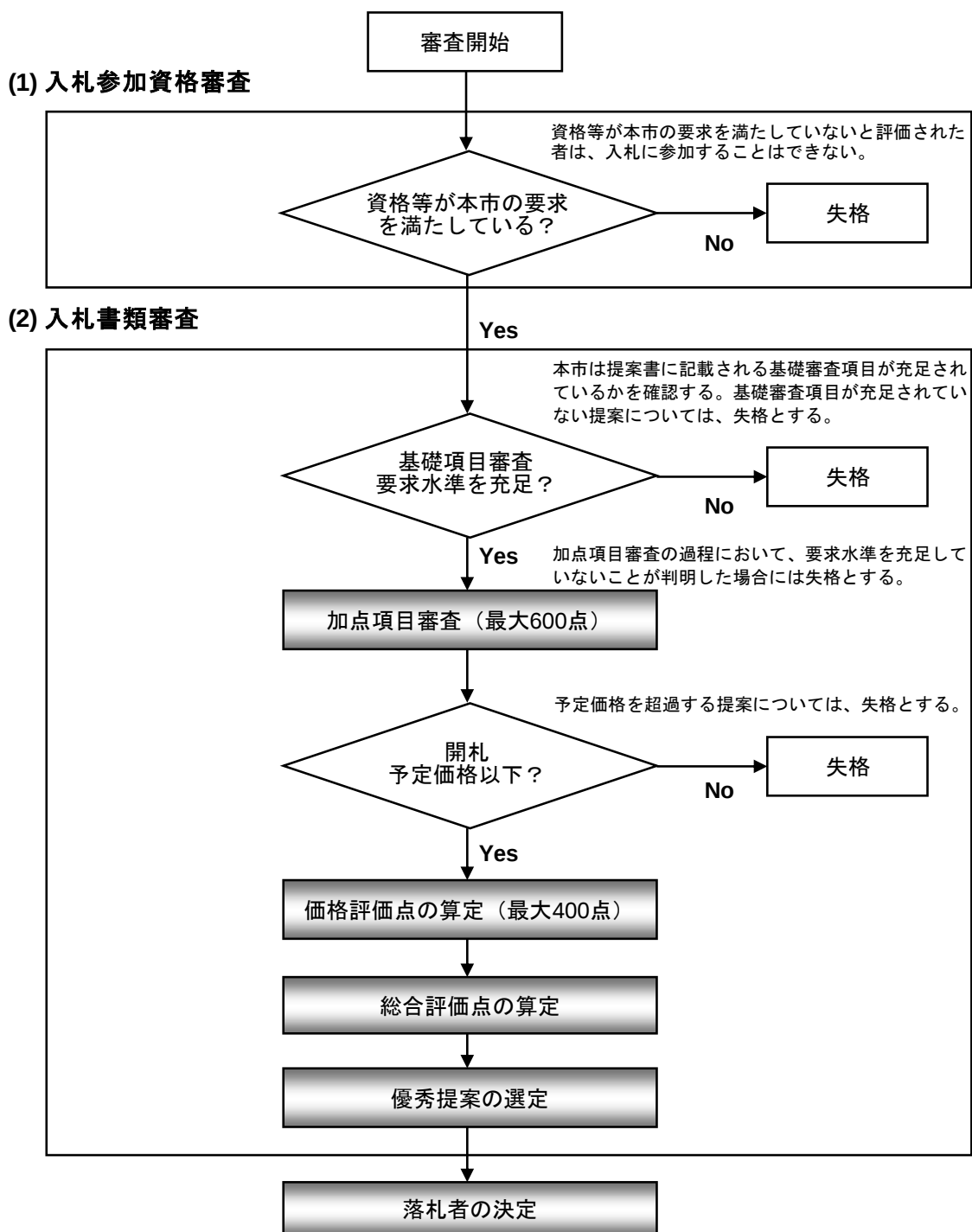


図 1 審査の手順例

3. 入札参加資格審査

入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業が、下記に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達項目があれば失格とする。

(1) 共通

代表企業、構成企業及び協力企業は、「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス」において本市の競争入札参加資格を事前に取得していること。（ただし、協力企業の内、東久留米市契約事務規則第40条第1項第3号に規定するものについては、その限りではない。）また、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

なお、代表企業、構成企業及び協力企業が、本市の競争入札参加資格を取得していない場合、次に掲げる書類等の提出を求め、契約締結時までに競争入札参加資格を取得できる見込みがある場合に限り、提案に参加することを認める。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）
- ② 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記している個人）
- ③ 身分証明書（商号登記していない個人）
- ④ 登記されていないことの証明書（商号登記していない個人）
- ⑤ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑥ 法人事業税の納税証明書（法人）
- ⑦ 納税証明書（法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税）

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設企業及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

なお、設計業務、建設業務及び運営業務を下請け企業（協力企業）のみで実施することは不可とし、代表企業又は構成企業により実施するものとする。

(2) 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c及びdの要件は、少なくとも1社が該当すること。また、設計業務と建設業務を1社で実施する場合、bの要件については、(3)建設業務を行う者bに示す要件に該当していること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の建設工事等競争入札参加資格を取得していること。申請業種は建築設計とする。
- c. 平成17年（2005年）4月以降に着手した、2階建て以上で延床面積2,000㎡以上の国、都道府県又は市区町村発注の公共建築物（木造を除く）の実施設計実績を有していること。
- d. 平成17年（2005年）4月以降に着手した、本事業と同種類似施設^{※1}の実施設計実績を有していること。

※1 立体駐輪場・立体駐車場、又は2階建て以上延床面積2,000㎡以上の施設で立体駐輪場・立体駐車場が建物の一部に含まれる、若しくは併設する施設をいう。

(3) 建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c及びdの要件は、少なくとも1社が該当すること。

- a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の建設企業で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。
- b. 本市の建設工事等競争入札参加資格を取得していること。申請業種は建築工事とする。
- c. 平成17年（2005年）4月以降に着手した、2階建て以上で延床面積2,000㎡以上の国、都道府県又は市区町村発注の公共建築物（木造を除く）の建築工事实績を有していること。
- d. 平成17年（2005年）4月以降に着手した、本事業と同種類似施設^{※1}の建築工事实績を有していること。

※1 立体駐輪場・立体駐車場、又は2階建て以上延床面積2,000㎡以上の施設で立体駐輪場・立体駐車場が建物の一部に含まれる、若しくは併設する施設をいう。

(4) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すa 及びb の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c及びdの要件は、少なくとも1社が該当すること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の建設工事等競争入札参加資格を取得していること。申請業種は建築設計とする。
- c. 平成17年（2005年）4月以降に着手した、2階建て以上で延床面積2,000㎡以上の国、都道府県又は市区町村発注の公共建築物（木造を除く）の工事監理実績を有していること。
- d. 平成17年（2005年）4月以降に着手した、本事業と同種類似施設※1の工事監理実績を有していること。

※1 立体駐輪場・立体駐車場、又は2階建て以上延床面積2,000㎡以上の施設で立体駐輪場・立体駐車場が建物の一部に含まれる、若しくは併設する施設をいう。

(5) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が該当し、b及びcの要件は、それぞれに少なくとも1社が該当すること。

- a. 本市の競争入札参加資格を取得していること。
- b. 平成17年（2005年）4月以降に着手した、立体駐輪場・立体駐車場、又は延床面積2,000㎡以上の中層建築物（木造を除く）の維持管理実績を有していること。
- c. 平成17年（2005年）4月以降に、駐輪場の駐輪設備維持管理実績を有していること。

(6) 運営業務を行う者

運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示すaの要件については、全ての企業が該当し、bの要件は、少なくとも1社が該当すること。

- a. 本市の競争入札参加資格を取得していること。
- b. 平成17年（2005年）4月以降に、駐輪場（設置形式及び設置主体を問わない）の運営実績を有していること。

4. 入札書類審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを本市において確認する。

(2) 基礎項目審査

入札参加グループの提案内容が、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足しているかについて本市が審査を行う。基礎審査項目を充足している場合は適格とし、充足していない場合は失格とする。

(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、審査委員会において性能評価として加点項目審査を行う。加点項目審査は、入札参加グループの提案内容について、以下に示す加点審査項目について加点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は最大600点とし、その内訳は「別紙2 加点項目審査の評価基準」に示す。なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとするが、その過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

加点審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	80	配点の割合：最大600点中約13%
② 設計・建設・工事監理業務に関する事項	180	〃 約30%
③ 維持管理業務に関する事項	50	〃 約8%
④ 運営業務に関する事項	290	〃 約48%
合 計	600	

【加点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査項目に関して、特に優れている	配点×1.00
B	各審査項目に関して、より優れている	配点×0.75
C	各審査項目に関して、優れている	配点×0.50
D	各審査項目に関して、優れている点はあまりない	配点×0.25
E	各審査項目に関して、優れている点はない	配点×0

(4) 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大400点）については、入札書に記載された入札価格で行うものとし、入札価格に対して、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を400点とする。

【算定式】

$$\text{入札価格に係る評価点} = 400 \text{ 点} \times \frac{\text{提案のうち最も低い入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

※価格点の計算では、小数点以下第2位を四捨五入し、価格点の上限を400点とする。

(5) 優秀提案の算定

性能評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（加点項目審査：最大600点）} + \text{価格評価点（最大400点）}$$

5. 落札者の決定

本市は、入札書類審査の結果に基づいて審査委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）はくじにより落札者を決定する。